規程様式10

農産物検査用等級証印・農産物検査員認印の取扱要領（例）

農産物検査用等級証印・農産物検査員認印の取扱要領

　　　 ○○○○株式会社

　農産物検査用等級証印（以下「等級証印」という。）・農産物検査員認印（以下「検査員認印」という。）については、検査証明に使用するものであり、検査証明の信頼性確保の観点から、不正使用及び偽造の防止を図るため、この要領の定めるところにより取り扱うものとする。

１　○○○○株式会社の所有する等級証印及び検査員認印は、代表取締役の指定する者（以下「管理責任者」という。）が責任をもって管理（保管）することとする。

２　等級証印及び検査員認印の数は、管理責任者が常に把握し、受払いは明確にしておくこととする。

３　等級証印及び検査員認印は、原則として農産物検査員が検査するとき以外は、管理責任者が定めた保管場所から持ち出さないこととする。

４　保管場所から持ち出すときは管理責任者の許可を受け、整理簿等に記入して、出し入れを明確にしておくこととする。

５　使用不能となった等級証印は、代表取締役が責任をもって廃棄処分することとする。

６　検査員認印の印影は、知事に届出すると同時に印影を把握しておくこととする。

７　使用不能又は使用しなくなった検査員認印は、代表取締役が責任をもって廃棄処分することとする。

８　検査員認印を更新する場合は、偽造防止の観点から書体を変える等、更新前のものとは判別可能なものとする。

９　更新した検査員認印の印影は、知事に届出すると同時に、把握しておくこととする。

10　検査員認印の検査証明以外の使用範囲は、次のとおりとする。

　(1) 農産物検査結果の通知への押印

それぞれの登録検査機関で検査証明以外に検査員認印を使用している場合には、具体的に記載する

　(2) フレキシブルコンテナの巻封への押印

　(3) 事前に行う紙袋の検査証明書の年産訂正の押印

　(4) 貼り付けた検査証明書の割印

11　この要領に定められていない事項については、代表取締役が指示して対処することとする。

　制　　定　○○年○月○日

　一部改正　○○年○月○日